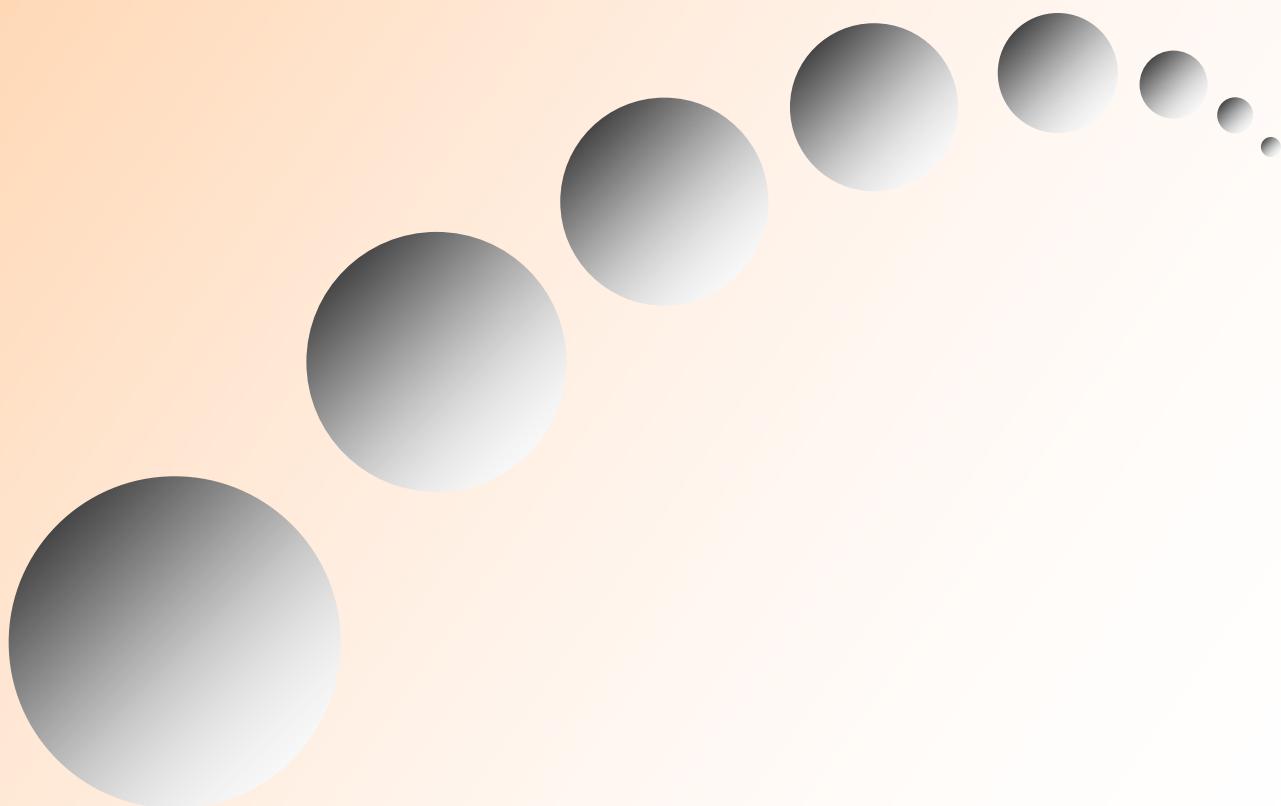


# 第4章

## 計画の推進体制



男女共同参画の施策を、整合性を図りながら総合的かつ計画的に推進するためには、その推進体制をより一層充実・強化するとともに積極的に活用することが重要です。

## (1) 県における推進体制

### ① 鳥取県男女共同参画審議会(鳥取県男女共同参画推進条例第32条～38条)

本県では、鳥取県男女共同参画計画の策定その他の男女共同参画に関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として審議会が設置されています。

審議会の委員は、男女双方の意見を反映させるため、男女いずれかの一方が4割未満としないこと、幅広く意見を聞くため各分野の学識経験のある方を選ぶこと、5人は公募とすることとなっています。

審議会の委員に活発に議論いただき、男女共同参画の推進に関して、「現場の実情はこうなっている」「こうしたらもっと良くなるのではないかなど様々な良い知恵(施策提言)などを積極的にいただくとともに、第2次鳥取県男女共同参画計画の進み具合や、ほんとうにこれで良いか見直しなどを行い、その機能が十分発揮されるように努めます。

### ② 鳥取県男女共同参画行政推進会議

男女共同参画社会づくりに関する施策を、総合的かつ効率的に推進するとともに、庁内各部署が一緒に一丸となって取り組んでいくため、副知事を座長に各部署長などから構成される「男女共同参画行政推進会議」を設置しています。

この会議を活用し、第2次鳥取県男女共同参画計画の進み具合をみるとともに、各部署の連携が不十分で施策がちぐはぐしていないか、重複していないかなどをよく点検していきます。

### ③ 鳥取県男女共同参画推進員

県民からの申し出を受けて、男女共同参画に関する行政や制度に関する苦情を、調査し処理する制度です。

## 参 考

鳥取県男女共同参画推進条例(平成12年鳥取県条例83号)

設置(第23条)

県民又は事業者の男女共同参画に関する苦情又は不服を、簡易迅速に処理し、これらの者の権利利益の保護を図るため、附属機関として、鳥取県男女共同参画推進員を設置する。

この制度が県民の皆さんへより身近なものとなりどんどん意見を寄せていただけるようお知らせし、その申し出を今後の行政の政策に活かさないか、今ある制度を直さないといけないのではないかなど点検し、男女共同参画社会の実現に努めます。

#### ④鳥取県男女共同参画センター

男女共同参画社会を実現するため、「情報を集め皆さんにお知らせし利用していただくこと」「講習会の開催や指導者の養成」「団体及び個人に活動の場所（会議室など）を提供し、おたがいの交流や連携を進めていただくこと」「性別による差別的取扱いや男女共同参画が実現していないので困っていることに関する相談」などの業務を行っています。

男女共同参画を目指す県民に活動していただくよりどころとして、その中心的役割が存分に果たせるよう、役割を明らかにし市町村や民間団体と連携していきます。

## (2)市町村の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けては、住民の生活に最も身近な市町村において、その地域の実情や特徴にあった取組が行われることが重要です。自治会や公民館などに対しては、意識啓発やPR積極的に取り組むよう働きかけるとともに、関係民間団体と連携して活動することなどが望まれます。

また、男女共同参画の活動拠点である「市町村男女共同参画センター」の役割は重要で、各種講座や研修事業を開いたり、図書・ビデオの貸し出し、男女共同参画団体への支援、女性に対する相談事業などを行います。

県は全市町村が、それぞれ男女共同参画条例の制定や男女共同参画計画を作るなど体制を整備され、男女共同参画施策に計画的に取り組まれるよう、会議の開催や情報の提供などを通じて積極的に勧めていきます。

## (3)企業、民間団体との連携

男女共同参画社会の実現に向けては、民間団体の積極的活動と、企業の理解が必要です。

民間団体は、現場の県民の意見や要望を踏まえて、自主的活動の展開や行政との連携・協働が重要です。

企業においては、事業主（経営トップ）の男女共同参画への理解が欠かせません。少子化が問題となっている昨今、女性労働者ばかりではなく男性労働者の働き方を見直し、仕事と家庭の両立支援を推進することが、企業の人事採用も含めた労務管理対策上からも、企業の社会的責任を果たす上からも注目されています。

県は行政と企業及び各種民間団体の連携体制を充実・強化します。